六月廿日於福島市■会館也十九(?)旧時(?)福島

支部ニ会合シ一応ノ規約草案ヲ作成シ

タリ 條件ニ加ヘ(?)既ニ要件ナリ

尚此規程ハ一事ノ意図トシテハ将来ハ日本労働総

同盟会(?)等同盟ニ加盟セントスルモノノ如シ

一部福島合同労働組合ニ於テ之等支援団体

等ト聯絡ヲ採リ居ル模様ナリ

福島合同労働組合規約草案

第一条 本組合ハ福島合同労働組合ト称ス

第二条 本組合ハ強固ナル組織ト結合ノ力ニヨリ労働条件ヲ維持改善シ生活ノ安定向上ヲ計リ合理合法ナル社会生活ノ実現ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三条 本組合ハ福島市及隣接地ニ居住スル各種産業ニ従事スル労働者ヲ以テ組織シ支部及直属(?)

第四条 同一工場又ハ同一地域ニ十名以上ノ組合員アル場合ハ支部ヲ組織シ得ルモノトス 部ヲ以テ構成単位トス

第五条 本組合費ハ一ケ月二十銭トシ婦人及十六才以下